

社員のテレワーク補助

通信費の半額非課税

政府が基準明示

新型コロナウイルスの感染拡大を機に企業が在宅勤務といった新しい働き方に対応したルールの整備を進めている。キリンホールディングスなどは従業員に手当を支給し在宅勤務への移行を促す。政府もこうした働き方の定着を促すため、通信費の半額をテレワークに使用したとして所得税(3面きょうのことば)の課税対象から外すなど課税基準を明確にする。

在宅定着を後押し

新型コロナウイルスの感染拡大で2020年春に在宅勤務が広がり始めて以降、企業では在宅にもなつてきた。キリンホールディングスは工場勤務以外で週3日以上、在宅勤務する

社員約4000人を対象に月3000円の手当を支給を始めた。事後精算で定期を支払う仕組みをやめ、出社時などの交通費を精算する形に変えた。同様の制度は富士通ソフトバンクなども導入している。中小企業でも動きが出ている。プログラミング教育のキッズボックス(東京・渋谷)はパソコンを

社員の負担を軽減する動きが広がっている。社員向けのルールの変更で目立つのは手当の見直しだ。キリンホールディングスは工場勤務以外で週3日以上、在宅勤務する社員約4000人を対象に月3000円の手当を支給を始めた。事後精算で定期を支払う仕組みをやめ、出社時などの交通費を精算する形に変えた。同様の制度は富士通ソフトバンクなども導入している。中小企業でも動きが出ている。プログラミング教育のキッズボックス(東京・渋谷)はパソコンを

在宅勤務で利用する場合の通信費を会社で負担する。従来にはない手当の支給では企業にとって税務処理が複雑になりかねない問題がある。特にテレワークの補助に関する税制は、どこまでが課税対象になるかが曖昧だった。財務省と国税庁は在宅勤務の普及の流れを維持するため対応が必要と判断。15日に国税庁が新たな指針を公表する。

徴収の事務負担が増える懸念があり、目安を示してほしいとの要望が多かった。国税庁の指針では、在宅勤務をした日数分の通信費のうち、2分の1は仕事で使ったものと認められる。残りは私用などのみ。月30日のうち半分は、15日在宅勤務すれば、通信費全体の4分の1が非課税となる。電気料も目安を示し、業務用も期待できる。政府はこれまで11都府県に緊急事態宣言を発令した。感染防止で人の接

テレワークを補助する企業に指針を示す

① 月額計4000円(在宅勤務15日の場合)
(業務目的の通話料は全額非課税)

基本使用料、データ通信料



通信費

課税の扱い 1000円分が非課税

$$\text{非課税額の計算式} = 1\text{カ月の通信費} \times \left(\frac{\text{在宅勤務の日数}}{\text{その月の日数}} \right) \times \frac{1}{2}$$

$$\text{電気料金} = 1\text{カ月の電気料金} \times \left(\frac{\text{業務で使った部屋の床面積}}{\text{自宅の床面積}} \right) \times \left(\frac{\text{在宅勤務の日数}}{\text{その月の日数}} \right) \times \frac{1}{2}$$

企業は在宅勤務の手当を増やしている

キリンホールディングス
在宅勤務する社員4000人に月3000円の手当支給

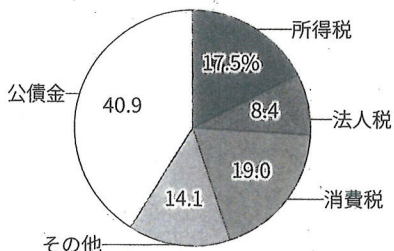
NTTグループ
グループ従業員18万人に1日200円支給

さくらインターネット
一時金のほか、月3000円の通信手当を支給

ランサーズ
全社員に3万円の一時金

所得税

所得税は歳入の17.5%を占める



(注)2021年度予算案の一般会計歳入四捨五入の関係で合計100にならない

▽:テレワークに伴う経費についての手当は、従業員が実際に支出した業務のための実費相当分に支給されるものであれば所得税の課税は生じない。実際に支出した費用でも、会社が一律に定額を支給する場合などは、住居手当などと同様に給与所得として所得税の課税対象になる。

定額支給の経費は課税対象

▽:個人の所得に対してかかる税金のこと。給与のほか、金融商品の利子や配当、退職手当など様々な所得に課税される。1年間のすべての所得から所得控除を差し引いた金額に税率を適用する。税率は5%から45%まで段階的に分かれており、所得が大きくなるに従って高くなる。

▽:給与と所得の場合、会社員の大部分は年末調整で所得税額が確定し、源泉徴収によって納税が完了する。給与の年間収入金額が200万円を超える場合などは確定申告が必要になる。2021年度予算案の一般会計歳入は全体の17.5%にあたる18兆6670億円(8兆9970億円)の2倍以上の大きさとなっている。

きょうのDIME